

他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数について

地球温暖化対策推進法施行令(平成14年12月26日改正,施行日は京都議定書の発効日)第3条では、主として政府及び自治体の事務事業に伴って排出する温室効果ガスの総排出量を算定するための算定方法を定めており、同条第1号口において、他人から供給された電気の使用に伴うCO₂の排出係数を示している。

上記の施行令の数値は、「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果(平成12年9月,平成14年8月)」に示された最新のものをを用いているが、この数値は、電源構成の変化等により年々変動する可能性が高い。

このため、上記の数値と同じ算出方法¹を用い、現時点で最新(平成13年度)の数値を算出すると、以下の通りとなる。

電気の使用に伴う最新のCO₂排出係数(平成13年度データに基づく)

(1) 一般電気事業者	0.377	[kgCO ₂ /kWh]
(2) その他の電気を供給する者	0.565	[kgCO ₂ /kWh]

¹ 一般電気事業者から供給される電気を使用した場合の排出係数は、全国の一般電気事業者が供給した電気を発電する際に一般電気事業者、卸電気事業者及び卸供給事業者等の火力発電所から排出された二酸化炭素の量を、全国の一般電気事業者が供給した電気の量(需要端)で除した、いわゆる全電源平均の排出係数として算出している。また、その他の電気を供給する者から供給された電気の排出係数については、過去の数値と同様に、総合エネルギー統計から算定される排出係数を設定している。